

住民の意見が何ひとつ反映されなかった、原案通いの区割り

・・・・・・ 4月13日、熊本市行政区画等審議会は「5区原案」を幸山市長に答申・・・・・・

不利益となる地域住民の反対を押し切って、原案に決定

行政区画等審議会には、100件を超える陳情が提出され、慎重な審議とともに、住民の意向を汲んだ3区・4区案の検討が要望されました。

特に、城西・花園、龍田、清水、旧北部町などの校区自治協議会からは、住民の総意として、不利益を生じるような区割りはしないしてほしいとの陳情が出されました。これは異例のことです。

市民アンケートの結果でも、市内から植木町役場に行くことになる人の7割が5区案に反対しています。

パブリックコメントでは、旧熊本市内の住民の7割以上が「5区案も6区案も支持しない」という意見でした。

住民説明会では、「3区案・4区案も検討してほしい」という意見が相次ぎました。

住民サービスを低下させない配慮というなら、原案を修正すべき

答申では、行政区設置にあたって、①区バスの導入、②出張所の機能維持、③どこの区役所でもサービスが受けられるようにすることの3点が、配慮すべき事項として要望されています。しかし、これらはいずれも今後の検討課題であり、すべてが約束されたものではありません。

答申にあるように、「住民説明会・パブリックコメント等の意見・要望を踏まえ、住民サービスの低下を招かないようできる限りの配慮を行った」というのであれば、原案を多数決で強行せず、一定の修正を行ない、市役所を通り遠い区役所に行くような地域は解消すべきです。

行政区設置により利便性が損なわれ、弱い立場の方にしわ寄せ

「旧北部町・龍田・楠・楡の木・弓削・武蔵・清水・麻生田・城北・高平」の住民が、植木支所を区役所として利用する場合、また「池田・花園・城西」の3校区から西部市民センターに行くには、公共交通の便がありません。運行が要望されている「区バス」は、路線も便数も全く決まっていないので、どの程度住民の利便性向上が図れるのか不透明です。

特に、生活保護世帯の方々は、各種相談や変更手続き、現金による支給がある場合など、頻繁に区役所に出向かなければならないケースがあります。しかも、車の利用は原則不許可なので、遠くて、公共交通のない区役所では困ります。このように、不便な区役所は、福祉的な支援を必要とする弱い立場の人に大きなしわ寄せがきます。

日本共産党市議団は、4月5日、行政区画等審議会に対し、「民意を汲んだ『区割り』を行なうことを求める申し入れ」を行いました。

【控え室から】

なすまどか

「ぼろ儲け」の「ぼろ」を…

「突然のリストラ。生活の見通しが立たない…」1年契約の繰り返し。収入が安定せず将来が不安」こうした相談が多くなっています。

それもそのはず。この10年をみると、先進7カ国のなかで、労働者の収入が減った国は、なんと日本だけ。一方、大企業の貯め込み金である内部留保は、10年間で142兆円から229兆円へと激増しています。

私たちは、大企業の利益を優先する政治を大本から変えようという立場で、これまで頑張ってきたが、今まさにこのことが切実に求められているのではないだろうか？

ただ、こういって「共産党は大企業をつぶすつもりですか？」との質問を受けることがあります。決してそうではありません。企業でするので儲けをあげることは当然です。ただ、ぼろ儲けの「ぼろ」の部分、労働者の所得や雇用の安定（正社員化）、社会保障などに還元してほしい。他の先進諸国のように、儲けにふさわしい社会的な責任を果たしてほしいということです。企業献金を受け取らない私たちだからこそ、こうした声を大にして改善を求めていきたいと思っています。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 704

2010年4月18日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

「市民の目線」から政務調査費「使途基準」の見直しを！

政務調査研究活動のため「合理性、必要性」を基準に判断

熊本地裁 12 名の市議に 478 万 1414 円返還命令

政務調査費を透明にする会が訴えていた平成 17 年度「政務調査費返還履行請求事件」で、熊本地裁判決は、3 月 26 日、幸山熊本市長に対して、熊本市議会議員 12 名に対して、107 万 7237 円～1297 円の返還を請求するよう言い渡しました。4 月 9 日、幸山市長は控訴せず、12 名全員が『不適法』とされ総額 478 万 1414 円の返還が確定しました。

日本共産党市議団政務調査費の「使途基準」見直しを議長に申し入れ

日本共産党市議団は、坂田誠二議長に対して、判決結果を尊重し、議会活性化検討会を公開の上、早急に開催し、『市民の目線』からの「使途基準」の見直しを申し入れました。

(申し入れ項目)

- 1、市議会としても、真摯に受け止め、各会派・議員への周知徹底を行うこと
- 2、判決は、12 名の議員に対して行われたものの、その中には、会派共通経費(植木リース、ケーブルテレビ利用料、ティッシュ、タオル、マット、洗剤など)も含まれており、会派共通経費の「不適法」部分については、自主的な返還を行うよう要請すること
- 3、「運用の手引き」の改善・見直しを早急に実施すること
 - * 今回の判決を受け、『市民の目線』から使途基準を見直すこと
 - * 車燃料代については、現行基準を見直し、市内については支出対象としないこと
 - * 他の費目についても、使途の「透明性」を高めるように、使途基準や記載のあり方など見直しを行うこと
- 4、第 3 者による監査制度を速やかに設け、2009 年度政務調査費分からの監査を行うこと
- 5、交付対象を議員個人だけとせず、会派も対象とすること

政務調査費法制化の目的は、地方自治法 100 条で、「議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである」とされています。

熊本市議会では、月額 20 万円が各議員対象に支給されており、今回の判決では、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いている場合には、「当該支出は本件使途基準に合致しないもの」として『不適法』と解するのが相当とし、詳細な検討を行い、厳しい判決が下されました。

観葉植物、コーヒーカップ、愛知万博視察などは違法

事務所賃料・維持費については、5 名(自民: 矢野昭三前議員、三島良之議員、紫垣正良前議員、現くまもと未来: 田尻清輝議員、田尻善裕議員)に対して、賃料の全額、按分による 3 分の 2 や 2 分の 1 の返還請求を行うことを幸山市長に要請しました。
事務通信費、事務用品、消耗品などについては、「花の苗、植木リース、観葉植物リース代、ティッシュ、ケーブルテレビ利用料、後援会封筒デザイン、タオル、一洗剤、高価なコーヒーカップ」などを「不適法」とし、9 名(自民: 矢野昭三前議員、荒木哲美前議員、紫垣正良前議員、落水清弘議員、現くまもと未来: 田尻清輝議員、田尻善裕議員、高島和男議員、公明: 西泰史議員、有馬純夫議員)に返還を求めました。

また、調査研修費に関しては、「一般の観光客や旅行者とは異なる具体的な調査研究が行われたとは認められない」などと、2 名(自民: 嶋田幾雄議員、公明: 島田俊六前議員)に返還を求めました。